

秋山晃一議員

第1標題「高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策について」

1回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

12月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は第1標題として「高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策について」、第2標題として「住宅地での宿泊事業の増加への対応について」、第3標題「国民健康保険税の均等割額の軽減、3歳未満児の保育料減額、無償化などの子育て支援について」の3点を質問します。

第1標題 「高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策について」

第1標題として、「高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策について」質問します。

高齢者の住まいの確保について、法律では「高齢者の居住の安定確保に関する法律」一般的には高齢者住まい法と呼ばれるものがあり、国からも地方公共団体からも高齢者が住まいを確保することについては、支援されているように見えます。

さらに、この法律では、第75条に「国及び地方公共団体は、高齢者の心身の状況、世帯構成等を勘案して、高齢者のための住宅の整備を促進するよう努めるとともに、高齢者が適当な住宅に円滑に入居することができるようするために必要な情報の提供、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と地方公共団体の責務を明示しています。

高齢者の住まい探しの現状はどうかと言いますと、富士吉田市内で健康な高齢者が何らかの事情で住まいを失ったときに、次の住居を探すことは大変困難です。

一般的には高齢者の住まいについては、12年前の法改正から出されたサービス付き高齢者住宅がまず考えられますが、市内には都市部にあるようなシニア向けのマンションはありません。そのために高齢者が住まいを探すとなったときに、民間の賃貸住宅を借りることを考えるわけですが、民間の賃貸住宅を借りようとしても、多くの場合、不動産事業者があるいは賃貸物件の保証会社から入居を断られます。

民間の賃貸住宅を借りるのが困難となった場合、次に考えられるのは公営住宅です。市営住宅については単身の高齢者であっても入居することはできます。しかし、入居可能とされる団地は市の中心部から遠く外れ、さらに部屋は4階とか5階の高層階で

す。日常生活の移動手段を持たない高齢者にとって買い物などが不便な場所で、足腰の弱ってきた高齢者にとって高層階というのは生活するのは困難です。

このように、市内において高齢者が一人で暮らしていく場所を見つけるのは、簡単なことではありません。そこで、高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策についていくつかお聞きします。

まず、前述の法律は各地方公共団体に高齢者の居住安定確保計画を策定することができるとなっていますが、この点はどのようになっていますか。

次に、高齢者が民間の賃貸住宅に入居を希望した場合、高齢者独自の力だけでは解決できない問題があります。入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供など、その問題を行政も一緒になって解決していくような支援協議会のようなものが必要だと考えますがいかがでしょうか。

次に地域包括支援センターは高齢者の生活全般を支援すると考えますが、この住宅確保支援についてはどのようになりますか。

最後に市営住宅ですが、高齢者の住宅確保の最後のセーフティーネットとして、市街地に近いところで低層階の高齢者専用の住宅を用意しておくことが必要だと考えますが、この点はいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

秋山晃一議員の高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策についての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者の居住安定確保計画についてでありますが、現在、本市では、山梨県が作成した「山梨県高齢者居住安定確保計画」に沿って、地域包括支援センターにおいて、高齢者の居住に関する様々な相談受付を行っているところであります。現時点では、市独自の計画策定は行っておりませんが、必要とされる住宅支援については、適切に実施できているものと認識しております。

次に、支援協議会についてでありますが、本市は既に、「山梨県居住支援協議会」に加盟しており、山梨県、県内市町村、不動産関係団体、福祉団体、外国人支援団体等とともに、高齢者を含めた住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への円滑な入居

の促進のため、情報提供及び入居支援等について、広域的な取組を行っております。こうした活動等を通して、特に本市の高齢者においては、御相談いただく方々に対して、必要とされる住宅確保につなげているところであります。

次に、本市の地域包括支援センターにおける高齢者の住宅確保支援についてであります。高齢者の居住に関する様々な相談に対しては、関係部署への相談の橋渡し、希望に沿った住居の聞き取りや施設の情報提供、住居や施設への見学同行など、庁内の関係部署などと緊密に連携を取り、一人一人の事情に応じた、適切な相談支援を実施しているところであります。

今後におきましても、引き続き、地域包括支援センターにおけるきめ細かな相談支援対応を通して、高齢者の居住安定に向けた取組に注力してまいります。

次に、低層階の高齢者向け市営住宅の整備についてでありますが、市営住宅は、公営住宅法に基づき整備される施設であり、生活に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。市営住宅の整備につきましては、富士吉田市公営住宅等長寿命化計画に基づき行い、低層階である西丸尾団地や上吉田団地を整備したものであり、御質問にある役割を果たしているものと考えております。

現在、市営住宅に入居されている高齢者世帯が全体の4割を超えており、状況を踏まえ、今後の人口減少や高齢化等の社会情勢の変化を的確に捉えるなかで、公営住宅の本旨から外れることなく、必要戸数を見極めながら適地を十分考慮し、整備について検討してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

答弁をお聞きしますと、高齢者が住まいを探している場合、相談の窓口は地域包括支援センターと考えられますが、よろしいでしょうか。そして、そこに行けば関係部署に橋渡しが行われること。また、すでに「山梨県居住支援協議会」にも加盟しているとのことです。そこには不動産団体も関わっているようですから、高齢者の入居を

拒まない民間賃貸住宅の情報についても地域包括支援センターで得ることができるのでしょうか。この2点について、まずお答え願います。

次に、高齢者の入居できる市営住宅についてですが、西丸尾団地や上吉田団地が高齢者に適した住宅の役割を果たしていることは十分認めるところです。

この先の状況も見ながら必要戸数、適地を検討していくという答弁もありました。高齢者の住まい探しについて、市の公営住宅政策でも大変理解していただいていると受け止めました。そこで高齢者が市営住宅に入居を希望した場合、市内全域の空室となっている住宅への希望が出来るようになると、必要だと考えますがいかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、高齢者の住まいの相談窓口についてであります。秋山議員御発言のとおり、地域包括支援センターは、身寄りのない高齢者や生活を送るために支援が必要な高齢者の方々の総合的な窓口でありますので、住居の確保も含め、介護や介護予防、生活支援サービス等の相談に応じております。

次に、民間賃貸住宅の情報提供についてであります。地域包括支援センターでは、まず、高齢者のための住居に係る情報の提供を行い、必要に応じて、関係機関から情報収集も行うなかで、御本人とともに考える支援を行っております。また、民間賃貸住宅には、家主等の考え方や空き状況もありますが、こうした取組等を通して、住まいを求める高齢者の方々に対して、必要な住居の確保につなげております。

次に、市営住宅についてであります。高齢者に限らず、収入要件などの入居基準を満たす住宅困窮者であれば、入居申込みは可能であります。

今後におきましても、関係部署が連携を図るなかで、市営住宅の空室情報の提供など高齢者の住まいの確保について適切に対応してまいります。

以上、答弁といたします。

第2標題「住宅地での宿泊事業の増加への対応について」

1回目の質問

第2標題として「住宅地での宿泊事業の増加への対応について」質問します。

いわゆる民泊については住宅宿泊事業法により民家の一室やマンションの一室などを宿泊施設としているものと、旅館業法の簡易宿所によるものがあります。市内における民泊の数は正確には統計に出てきませんが、県の資料によりますと、簡易宿所では2019年には118軒でしたが今年2025年の3月には175軒とコロナ禍を経ているにもかかわらず、この6年間で57軒増加していますので、住宅宿泊事業法による宿泊施設もさらに増加していることが推定されます。

宿泊施設が増える、つまり市内の宿泊の能力が増加するのをすべて問題とみるわけではありません。大型バスでやってきて、交通渋滞と騒音とごみだけをもたらして、宿泊を伴わず次の観光地に移動する観光のあり方ではなく、宿泊していただいて、しっかりと2日なり3日なり市内および周辺を観光していただく方が地域経済の活性化に貢献します。その一方で解決していかなければならない問題もあります。

富士吉田市においても民泊の営業と平穏な市民生活の問題を指摘する声は出ていますが、民泊の増加による影響が多く出ている隣の富士河口湖町ではさらに深刻です。「宿泊者が夜中遅くまで騒いでいる」「花火が自宅の庭に飛んできた」「バーベキューの煙があるので洗濯物が外に干せない」「自宅敷地に宿泊者が入って困る」「困った時に、事業者などがわからずどこに相談したらよいかわからない」などの声があります。他の観光課題でも同じですが、観光と市民の生活をどのように両立していくのか、ここでは民泊事業を活性化させるとともに、その一方ではどのように平穏な市民生活の維持を図っていくのかが問われます。そのためには早めの対応が大切だと考えます。

せっかく、遠い海外から日本に来て、その日本の中から富士吉田の地を選んできていただいた海外からの旅行者に快適な旅をしていただくためにも、そして住んでいる市民も平穏な生活を送り、笑顔で旅行者を受け入れ、地域経済も活性化するためには、行政の果たす役割は大きいと考えます。

そこで、まず実態の正確な把握が必要だと考えますが、いかがでしょうか。市内の民泊事業者から実態調査に協力してもらうなど現状をつかむ必要があります。

次に、困りごとなどの相談を受け付ける部署が必要だと考えますがいかがでしょうか。この点では、特に家主滞在型の民泊より家主不在型の民泊が増加していることからもその対応が求められます。

また、住宅地での宿泊事業について、一定のルールをつくり、啓発・指導さらに最終的には、より明確なルールとしての条例の制定も検討していくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

秋山議員の住宅地での宿泊事業の増加への対応についての御質問にお答えいたします。

まず、民泊事業の正確な実態把握の必要性についてでありますが、本市といたしましても観光施策を展開する上で、民泊事業の実態把握は重要であると認識しております。

一方で、過去に民泊事業者の方々に御協力いただき、各種調査を実施した経緯もありますが、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者については、国や県が登録や管理監督等を行う制度であることから、本市といたしましては実態把握が困難な状況であります。

このことから、正確な実態把握につきましては、国や県の主導において実施するなかで、市町村と連携すべきものであると考えております。

次に、困りごとやトラブルに関する相談窓口についてでありますが、民泊に関する内容につきましては、ただいま答弁申し上げましたとおり、基本的には国や県等が窓口となります。市民の皆様からの多様な問合せに対しましては、それぞれの所管部署にて対応しており、部署や組織をまたぐ内容にも、連携を図りながら対応できているため、専門部署を設置する予定はありません。

なお、市民及び民泊事業者の方々が適切な窓口へ容易にアクセスできるよう、市のホームページ等を活用し、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

次に、住宅地での宿泊事業に関する条例等の制定やルールの啓発等についてであります。民泊事業における条例の制定につきましては、住宅宿泊事業法で都道府県や

政令指定都市等が制定するものと規定されております。また、ルールの啓発等につきましては、しっかりと状況を注視し、他の自治体の事例を参考に県など関係機関と連携し慎重に検討してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。1回目の質問でも言いましたが、宿泊事業が増加するのは市の経済の活性化につながるので一方では歓迎しますが、もう一方で住宅地への乱立のような宿泊施設の増加によって、市民生活に影響が起こることは避けなければなりません。県とも連携をとって実態をつかむことはやる必要があると考えますがいかがでしょうか。

また、ルールについては検討されるとの答弁でしたが、宿泊事業者は事業を始めるにあたっては、消防署、保健所の調査も受け、事業を始めていますが、これから宿泊者を受け入れる中で出てくる行為として、富士河口湖町の実態からも、花火やバーベキュー、夜中の騒音などのことが考えられます。一定のルールがあり、それを事業者や宿泊者に知っていただくことによって、お互いに平穏に過ごせることがよいのですから、消防署、保健所とも連携を取りながら、また市の環境政策としても一定のルール作りは早急にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、山梨県との連携により実態を把握する必要性についてであります、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市といたしましても、民泊事業の実態把握は今後の重要な取組であると認識しております。そのため、県や関係機関と連携しながら、適切な状況の把握に努めてまいります。

また、民泊事業に関する諸課題についてであります、既に市民の生活環境に大きな影響が生じたことから、これまでにも、許可権者である山梨県知事に対して、申請

者に厳正な指導をするよう強く要請しております。民泊事業者が増えていく昨今の現状を鑑み、より一層の風紀の保持と住民生活の安定のために、法令遵守はもちろん、騒音の防止や廃棄物の処分方法、住民生活を脅かす行為の禁止等について、民泊事業者に対し厳正な指導をするよう、引き続き山梨県に強く要請してまいります。

あわせて、ルール作りにつきましても、山梨県等の各関係機関との連携の下、近隣住民とのトラブル防止を目的としたマニュアルを作成し、民泊事業者へ配布するなど、引き続き地域住民の声に耳を傾け、地域の安心安全な生活環境の保全に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

第3標題「国民健康保険税の均等割額の軽減、3歳未満児の保育料減額、無償化などの子育て支援について」

1回目の質問

第3標題として、「国民健康保険税の均等割額の軽減、3歳未満児の保育料減額、無償化などの子育て支援について」お聞きします。

子ども・子育て支援法によって、公的医療保険の保険料に新たに子ども子育て支援金分が加わることになりました。この支援金について国民健康保険税の均等割り部分については、子育て支援を目的とした支援金ですので、18歳以下の児童から徴取することは適切ではないと全額軽減されています。こうした考えも進む中で、報道によれば、国は2027年度から国民健康保険制度の中の均等割について、現在は未就学児までとしている半額の軽減措置について、対象年齢を所得制限なしに18歳までに引き上げるとされています。

これまでも、国民健康保険税の均等割について、子育て世帯から徴取するのは少子化対策と逆行するのではないかと、そのことへの対応についてお聞きしてきましたが、国が2027年度から18歳までへの軽減措置をやるのであれば、しかも現行の就学までの子どもの半額の軽減措置の財源は、国と地方の公費で賄うとされていますが、市町村が負担する部分については国からの交付金があるので、財政的に市の負担は少ない

はずです。そこで、2026年度は市の努力でこの軽減措置を実施してはいかがでしょうか。

同じく、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育の無償化、2025年度からの「子ども誰でも通園制度」の制度化、そして2026年度から子ども・子育て支援法による新たな給付として利用料の補助が予定されるという考え方からすれば、現在3歳の子どもから無償となっている保育料ですが、いずれ2歳以下にも拡大されると考えます。その部分も先取りして、ここで市としては2歳児までの保育料軽減、あるいは無償化に踏み切られてはいかがでしょうか。2歳児までの子どもの保育料の負担を保護者に求めていることが、両親のどちらかが仕事の継続が難しいこと。特に女性の場合のキャリア形成が困難であること。人手不足の中での人材の確保が難しいなどの問題が起きることも考えられますので、0歳からの保育料の無償化は必要かと考えますがいかがでしょうか。

以上のことをお聞きして1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

秋山議員の国民健康保険税の均等割額の軽減、3歳未満児の保育料減額、無償化などの子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず、高校生年代までの均等割5割軽減についてありますが、国民健康保険制度における軽減措置の実施につきましては、各々の市町村単独の問題ではなく、国民健康保険制度の設計を行う国の課題であると考えております。

こうしたなか、これまで本市では、全国市長会などを通して財源確保や軽減措置の拡大を強く求め、これらの活動の成果として、今回の対象年齢拡大の方針が示されたものと認識しております。

一方で、平成30年度からは、国民健康保険制度の都道府県広域化が進められているところであり、その目的は、都道府県と市区町村が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営していくこととされております。

こうした国民健康保険制度の広域化に伴い、山梨県と市町村が協議を行い策定した、山梨県国民健康保険運営方針においては、「被保険者の負担の公平性から、将来的には県内のどの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じ

であることを目指す」とされており、この状況のなか、本市が独自の軽減制度を設けることは、現在進めている広域化の主旨にそぐわないものであると考えております。

したがいまして、現時点では、高校生年代までの均等割5割軽減に係る令和8年度からの実施については、本市が独自で行うことは考えておりません。

次に、3歳未満児までの保育料等の軽減または無償化についてであります、昨年6月定例会における秋山議員の一般質問で答弁申し上げましたとおり、本市では、国が示す標準的な保育料に対し、市単独事業による所得に応じた負担軽減を既に行っており、国及び県の制度において行う保育料の無償化においても、これに係る費用に対しては、市も応分の負担をしております。

また、子育て世帯への相談支援、育児の負担や不安の軽減策といったしまして、利用件数県内トップの「ファミリー・サポート・センター」をはじめ、県内市町村で唯一の日帰りレスパイトケア施設を擁する「産前産後ケアルームひだまり」や、全国120の地域での実施にとどまり、県内でも一部の市町村のみが実施している「ホームスタート事業」など、子育て世代に対しては経済的支援に目を向けるだけでなく、妊娠期から、それぞれの御家族に寄り添った丁寧な伴走支援に力を注いでいるところであります。

このように、3歳未満児の子育て世帯に対しては、現状においても近隣市町村にはない様々な支援施策を実施していることから、本市が独自で、3歳未満児の保育料等の新たな軽減、無償化を実施することについては考えておりません。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

3歳未満児の子育て世帯への支援制度、特に出産前後を中心として支援制度が多岐にわたって取り組まれているのは認めることろです。しかし、経済的な負担を軽減する支援制度についてはどうでしょうか、答弁では、保育料については市単独事業による負担軽減を行っていると、すでにこの施策が市単独でできるとなっています。しかし、ほかの支援策をやっているから新たな軽減、無償化は考えていないというお答えでしたが、その部分について経済的な支援をやらないことが、子育て世帯にとって他

の自治体の支援策と比べて魅力に欠けるのではと考えますがいかがでしょうか。再度、この点についての子育て支援に対する考え方をお聞きします。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3歳未満児の子育て世帯への支援についてであります、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市においては経済的支援だけではなく、子育て世帯に寄り添った妊娠期からの伴走支援に力を注いでいるところであります。この取組においては、子育て世帯が抱える不安や負担にしっかりと向き合い、これらを軽減するため、多くの自治体の手が届いていないところにも目を向けているものであり、他の自治体の支援策と比べて魅力に欠けるものではなく、むしろ本市における子育て施策の魅力を大きくPRしているものと認識しております。

今後におきましても、子育て世帯に寄り添い伴走し、本市のきめ細かな支援を、多くの子育て世帯に実感していただけるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

「締めの言葉」

今回の質問は、高齢者の住まい探しについて、支援の体制、考え方などをお聞きしてきました。

この街で高齢者が安心して暮らせるためには、様々な課題がありますが、その一つに住宅問題があります。これから住宅政策について、住まいを失った方がさらに安心できる、より良い施策を作り出すために、議論を積み重ねていくことを述べて質問を終ります。